

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成30年8月23日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 3件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800056 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1800011 号

## 第 1 結論

昭和 50 年 4 月 30 日から昭和 51 年 4 月 1 日までの請求期間、昭和 51 年 4 月 1 日から昭和 53 年 4 月 1 日までの請求期間、昭和 53 年 4 月 1 日から昭和 55 年 4 月 1 日までの請求期間、昭和 60 年 1 月 1 日から平成元年 10 月 1 日までの請求期間、平成元年 12 月 1 日から平成 5 年 4 月 1 日までの請求期間、平成 5 年 4 月 1 日から平成 14 年 4 月 1 日までの請求期間、平成 14 年 9 月 1 日から平成 20 年 3 月 1 日までの請求期間及び平成 20 年 8 月 1 日から平成 22 年\*月\*日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月 30 日から昭和 51 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 51 年 4 月 1 日から昭和 53 年 4 月 1 日まで  
③ 昭和 53 年 4 月 1 日から昭和 55 年 4 月 1 日まで  
④ 昭和 60 年 1 月 1 日から平成元年 10 月 1 日まで  
⑤ 平成元年 12 月 1 日から平成 5 年 4 月 1 日まで  
⑥ 平成 5 年 4 月 1 日から平成 14 年 4 月 1 日まで  
⑦ 平成 14 年 9 月 1 日から平成 20 年 3 月 1 日まで  
⑧ 平成 20 年 8 月 1 日から平成 22 年\*月\*日まで

本来、私の国民健康保険税の所得割は取られないはずが取られている。そのことは、私が証拠として提出した国民健康保険税更正（決定）通知書及び市県民税所得課税証明書で分かる。

国民年金と国民健康保険はセットであり、A 市から国民健康保険税の所得割で取られている金額は国民年金保険料となるので、全ての請求期間を国民年金保険料の納付済期間とすべきである。

## 第 3 判断の理由

請求者は平成 21 年度国民健康保険税更正（決定）通知書等を提出し、国民健康保険税の所得割の算定に誤りがあり、国民健康保険税として徴収されたものを国民年金保険料の納付したものとすべきである旨主張しているが、所得割による国民健康保険税の課税額が誤っていたことを確認できる資料及び周辺事情はないことから、国民健康保険税の所得割が発生しないとの請求者の主張を認めることはできない。

なお、国民健康保険法は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的としている一方、国民年金法は、日本国憲法第二十五条第二項に規定する理念に基き、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的としている。国民健康保険の保険者である市区町村は、国民健康保険制度の運営のために加入者から国民健康保険税（又は国民健康保険料）を徴収するものであり、上記のとおり国民年

金法とは立法目的を異にするものであるから、制度上、請求者が主張する「国民年金と国民健康保険はセットであり、A市から国民健康保険税の所得割で取られている金額は国民年金保険料となるので、全ての請求期間を国民年金保険料の納付済期間とする」というような取り扱いはない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から⑧までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800057 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1800012 号

## 第 1 結論

昭和 50 年 4 月 30 日から昭和 55 年 4 月 1 日までの請求期間、昭和 60 年 1 月 1 日から平成元年 10 月 1 日までの請求期間、平成元年 12 月 1 日から平成 5 年 4 月 1 日までの請求期間、平成 19 年 10 月 1 日から平成 21 年 7 月 1 日までの請求期間、平成 22 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの請求期間及び平成 23 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの請求期間については、国民年金保険料を全額免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月 30 日から昭和 55 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 60 年 1 月 1 日から平成元年 10 月 1 日まで  
③ 平成元年 12 月 1 日から平成 5 年 4 月 1 日まで  
④ 平成 19 年 10 月 1 日から平成 21 年 7 月 1 日まで  
⑤ 平成 22 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日まで  
⑥ 平成 23 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日まで

請求期間①については、A 市役所の人か社会保険事務所の人のどちらかは分からないが、自分でその人に免除の手続を毎年行った。

請求期間②及び③については、A 市役所の嘱託徴収員に免除申請書を渡したことがあった。

請求期間④、⑤及び⑥については、全額免除と記録されている期間と変わらず、夫の給与額はずっと 18 万円だったので、全額免除となるはず。

請求期間①から⑥までについて、国民年金保険料の全額免除期間として認めてほしい。

## 第 3 判断の理由

1 初めて、国民年金に加入することとなった際は、加入手続後、加入者に対し速やかに国民年金手帳記号番号が払い出され、国及び市区町村は当該記号番号により国民年金被保険者（加入者）の記録を管理することとなる。

一方、国民年金手帳記号番号払出簿等によれば、請求者の年金手帳に記載された国民年金の記号番号（\*）は、昭和 55 年 2 月に払い出されたことが推認でき、当該払出しより前に、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はないことから、請求期間①のうち、昭和 50 年 4 月から昭和 54 年 12 月について免除の手続はできない。

また、A 市の国民年金被保険者名簿に請求者の請求期間①、②及び③に係る免除の記録はなく、同市は、国民年金保険料の免除に係る資料の保管はないと回答している。

さらに、請求期間①、②及び③当時、国民年金保険料の免除申請は毎年度行うこととされており、国民年金保険料の免除申請書を受理、これを審査し、その審査結果を通知する一連の事務処理過程において、A 市及び社会保険事務所（当時）がいずれもこれを記録しなかったとは

考え難い。

- 2 請求期間④、⑤及び⑥については、オンライン記録によると、請求期間④は国民年金保険料の半額免除に係る未納期間、請求期間⑤及び⑥は国民年金保険料の4分の3免除に係る未納期間と記録されているが、請求者は、夫の給与額は全額免除とされた期間と変わらず月18万円だったので、請求期間④、⑤及び⑥も全額免除に該当する旨主張している。

しかしながら、所得額により、国民年金保険料を納付することを要しないもの（全額免除）とするためには、保険料の納付義務者である請求者及び世帯主である夫の前年の所得額が、政令で定める額（以下「基準額」という。）以下であることが必要であるところ、請求者が提出した夫の市県民税所得課税証明書の所得額によると、所得審査の対象となる平成18年から平成21年における夫の所得額は、基準額（127万円）を超えていることから、所得額による全額免除の基準には該当しない。

- 3 このほか、請求者が請求期間①、②及び③について、国民年金保険料の免除申請を行ったことを示す関連資料もなく、請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、請求者が請求期間④、⑤及び⑥について、国民年金保険料の全額免除の基準に該当していたことを示す関連資料もなく、全額免除の基準に該当していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら、請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から⑥までについて国民年金保険料を全額免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800063 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1800013 号

## 第 1 結論

昭和 57 年 1 月 16 日から昭和 61 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 57 年 1 月 16 日から昭和 61 年 3 月まで

請求期間については、元夫が私の国民年金の加入手続を行い、保険料は、私又は元夫が毎月金融機関の窓口で支払うか口座振替で納付していた。調査の上、請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間当時、請求者の元夫は厚生年金保険の被保険者であることから、請求期間は国民年金の任意加入対象期間となるどころ、A 市（現在は B 市）の国民年金被保険者名簿及び国のオンライン記録によると、請求者は、請求期間後の昭和 61 年 4 月 1 日付けで国民年金第 3 号被保険者として初めて国民年金に加入し、その際に国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）が払い出されていることが確認できる。

また、請求者の主張どおり請求期間の国民年金保険料を納付するためには、昭和 57 年に請求者に別の記号番号が払い出されている必要があるが、日本年金機構は、請求期間当時、請求者に対し記号番号を払い出した記録はない旨回答していることから、請求期間は国民年金に未加入であり、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたとする複数の金融機関は、いずれも請求期間に係る国民年金保険料の領収控の保管はない又は請求期間の取引履歴は該当がないとしていることから、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付状況は不明である。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。